



受命裁判官認印

受命裁判官認印

和 解 調 書

| | |
|-------------|---|
| 事 件 の 表 示 | 平成28年(ワ)第6024号 |
| 期 日 | 平成29年7月31日午後4時30分 |
| 場 所 | 大阪地方裁判所第22民事部和解室 |
| 受 命 裁 判 官 | 北 川 清 |
| 受 命 裁 判 官 | 道 垣 内 正 大 |
| 裁 判 所 書 記 官 | 片 山 欣 司 |
| 出頭した当事者等 | 原告 白田伸樹 原告代理人 藤原 航 同 定岡由紀子 同 牧野幸子 被告 西村朝雄 被告代理人 奥山隆輔 |

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び請求の原因は訴状のとおりであるから、これを引用する
(ただし、訴状送達の日翌日は、平成28年7月6日である。)

第3 和解条項

別紙のとおり

別 紙

和 解 条 項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として65万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を本和解の席上で支払い、原告はこれを受領した。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

以 上

これは正本である

平成29年8月1日

大阪地方裁判所第22民事部

裁判所書記官 片山 欣司

